



神石高原町第2期 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

神石高原町

目 次

第 1 章	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1	子ども・子育て支援事業計画の概要	1
2	第 2 期子ども・子育て支援事業計画の考え方について	3
第 2 章	神石高原町の現状と課題	7
1	子ども・子育てを取り巻く状況	7
2	アンケート調査結果の概要	12
3	子ども・子育て支援の現状	16
4	第 2 期子ども・子育て支援事業計画に向けての課題	29
第 3 章	神石高原町子ども・子育て支援の基本的な考え方	31
1	計画のテーマ	31
2	基本的視点	31
3	基本方針	32
第 4 章	教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	35
1	教育・保育の提供区域の設定	35
2	定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	35
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制	37
第 5 章	実施計画	44
1	計画の体系	44
2	施策の基本的方向	46
参考資料	63
1	神石高原町子ども・子育て会議の委員名簿	63
2	神石高原町子ども・子育て会議の審議経過	63

第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

国においては、平成 24 年に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「神石高原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の緑豊かな自然と美しい田園のある環境のもとで、子どもを産み育てたい男女が安心して産み、育てることができ、地域全体に見守られながら子どもが心身ともにすくすく成長できる環境の構築を目指してまちづくりを進めてきました。

この間、全国的な傾向として、一層の核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められます。

このような時代の流れを踏まえ、本町の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第 1 期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第 2 期神石高原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を関係者が一体となって推進する国民運動計画「すこやか親子 21（第 2 次）」平成 27 年度～令和 6 年度の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「神石高原町長期総合計画」の個別計画として位置付け、「神石高原町障害者プラン」、「神石高原町障害福祉計画」、「神石高原町障害児福祉計画」、「神石高原町男女共同参画推進基本計画」、「神石高原町食育推進計画」、「健康神石高原 2

1 計画」, 「「こころ」と「いのち」を支えるプラン（自殺対策計画）」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

（３）計画の期間

本計画は, 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間としています。なお, 毎年本計画の進捗状況を把握し, 改善を図ります。

（４）計画の対象

本計画の対象は, すべての子ども（18 歳未満）とその家庭, 地域, 企業, 関係機関等すべての個人及び団体となります。第 1 期計画と同様, これらの町民同士と行政が連携して協働しながら, 子どもを産み育てやすいまちづくりを進めていきます。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、昭和50年に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、平成30年時点において1.42となっています。

子育てに関連する法律についてみると、平成17年から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されるとともに、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、平成27年度から子ども・子育て支援法による新たなステージへと移行しました。

また、国では平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困削減に向けた取り組みが今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正について

■ 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2（二）（1）関係）
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2（二）（1）関係）
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市

- 町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。(第三の三 2 (三) 関係)
- ・ 障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四 5 (四) 関係)
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3 関係)
- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4 関係)
- 平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。
- ・ 平成 28 年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2 (一)、四 5 (一)・(二) 関係)
- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6, 別表第三の三 関係)

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、次のとおりです。

- 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、平成 26 年 11 月に告示し、平成 27 年 4 月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5 年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを平成 31 (令和元) 年度までに行った上で、令和 2 年度から令和 6 年度を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。

- 新・放課後子ども総合プランの策定等，平成27年度以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い，子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正と同様のスケジュールを進める予定。

【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し，次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ，10年間の集中的・計画的な取り組みを推進

（3）幼児教育無償化の制度について

① 総論

- 幼児教育の無償化の趣旨等
 - ・ 令和元年10月の消費税率の引上げによる財源を活用し，子育て世代，子どもたちに大胆に政策資源を投入し，お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換されました。幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要と位置付けられました。
 - ・ 現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園，保育所，認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の改正法により，新制度の対象外である幼稚園，認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置が講じられました。
 - ・ 就学前の障害児の発達支援についても，併せて無償化が進められました。

② 対象者・対象範囲

- 幼稚園，保育所，認定こども園等※
 - 3～5歳：幼稚園，保育所，認定こども園，企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化。
 - 0～2歳：地域型保育及び上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ※ 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育，企業主導型保育事業も無償化の対象
- 幼稚園の預かり保育
 - 保育の必要性の認定を受けた場合，幼稚園の利用料に加え，利用実態に応じて，月額1.13万円までの範囲で無償化。

■ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化。
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取り組みを実施。
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等。
 - ・市町村における対象施設の把握，給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか。

③財源

■ 負担割合

国 1/2，都道府県 1/4，市町村 1/4

※ただし，公立施設（幼稚園，保育所及び認定こども園）は市町村等 10/10。

■ 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（平成 31（令和元）年）に要する経費を全額国費で負担。
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。
- システム改修費：平成 30 年度・平成 31（令和元）年度予算を活用して対応。

④就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の児童発達支援等を利用する子どもたちについて，利用料を無償化。
- 幼稚園，保育所，認定こども園等とこれらの児童発達支援等の両方を利用する場合は，ともに無償化の対象。

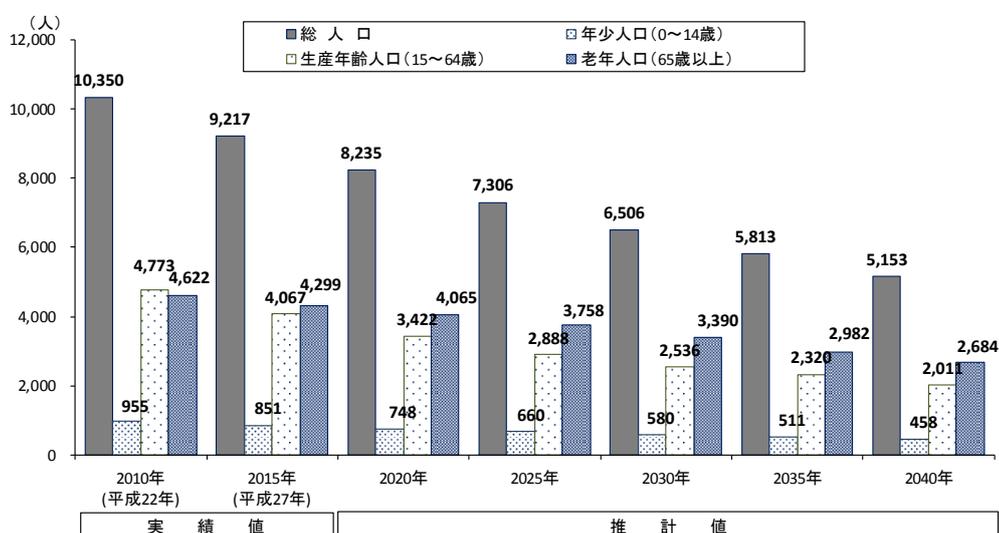
第2章 神石高原町の現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く状況

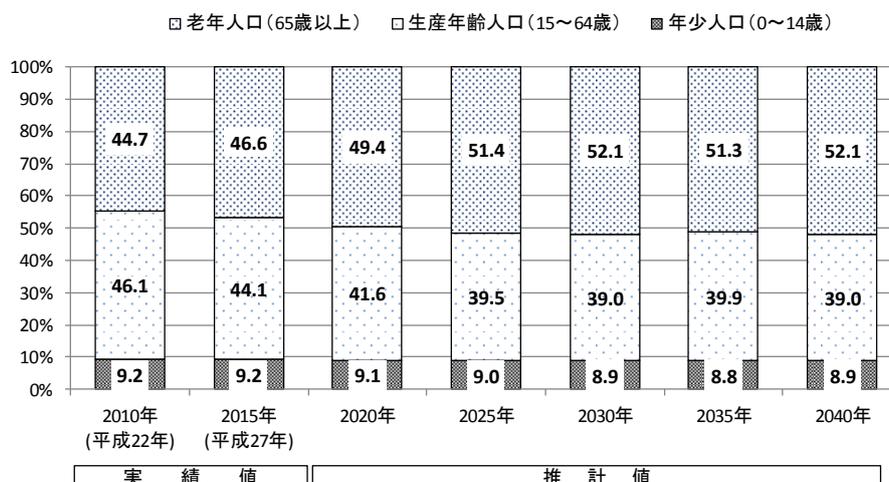
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本町の総人口は、平成27年には9,217人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口と65歳以上の老年人口は一貫して減少すると推計されています。
- 令和22年には高齢化率が52.1%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研(※)推計値
 ※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

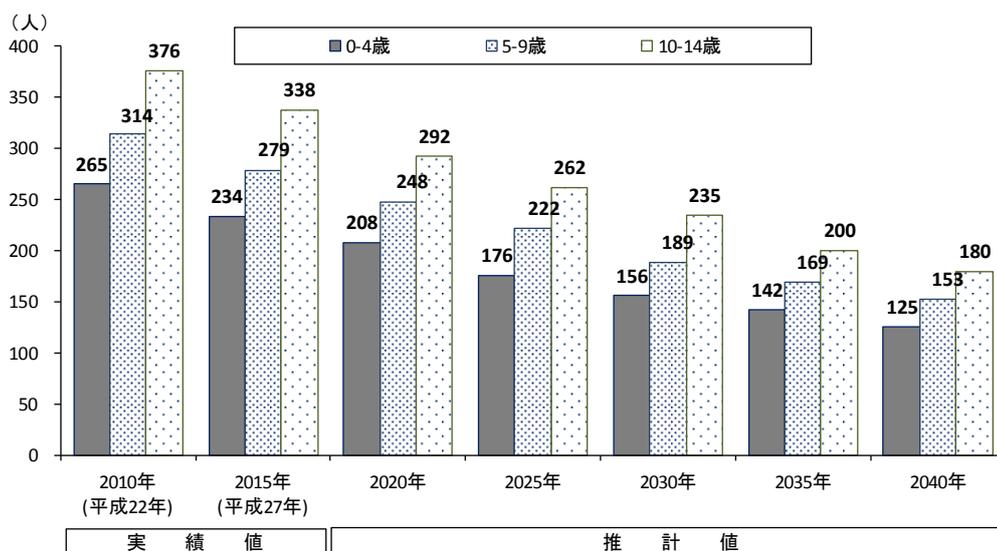


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本町の平成27年の0～4歳人口は234人、5～9歳人口は279人、10～14歳人口は338人ですが、3つの年代ともにその後は一貫して減少すると推計されています。

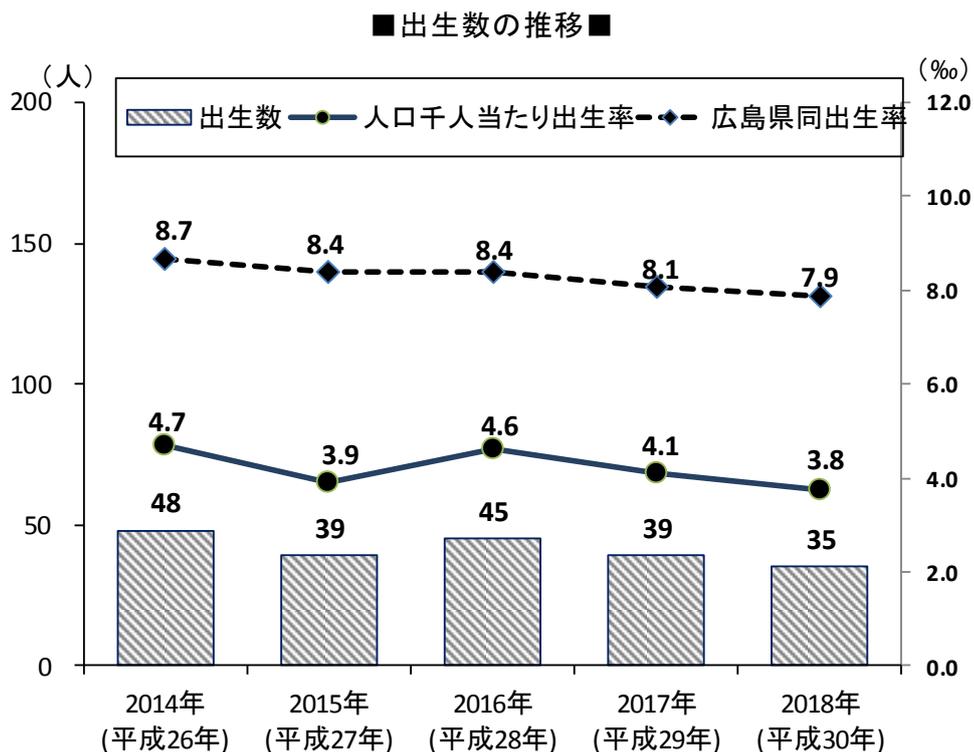
■ 14歳以下3区分別人口の推移と予測 ■



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本町の出生数は、平成26年は48人で、その後減少し、平成28年の45人をピークに平成30年の35人に減少しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成26年は4.7‰で、その後減少し、平成28年の4.6‰をピークに平成30年の3.8‰に減少しています。各年ともに広島県に比べると低くなっています。

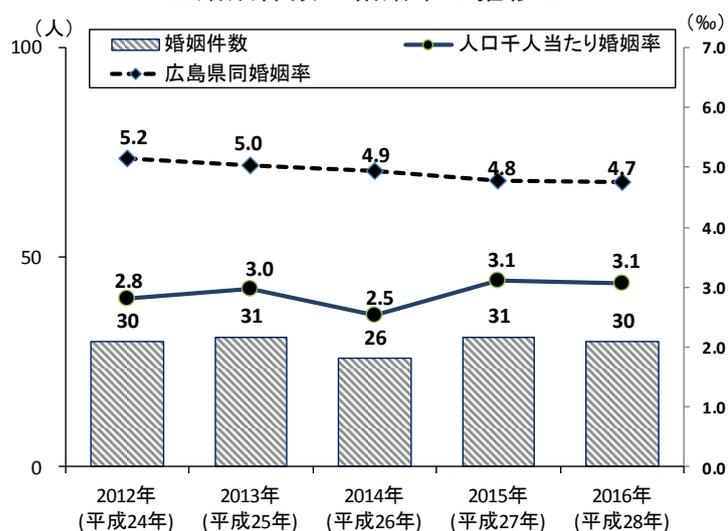


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (総務省)

(4) 婚姻件数・婚姻率

- 本町の婚姻件数は、平成24年の30件から平成28年の30件に増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、おおむね3.0‰前後で推移していますが、各年ともに広島県に比べると低くなっています。

■ 婚姻件数・結婚率の推移 ■

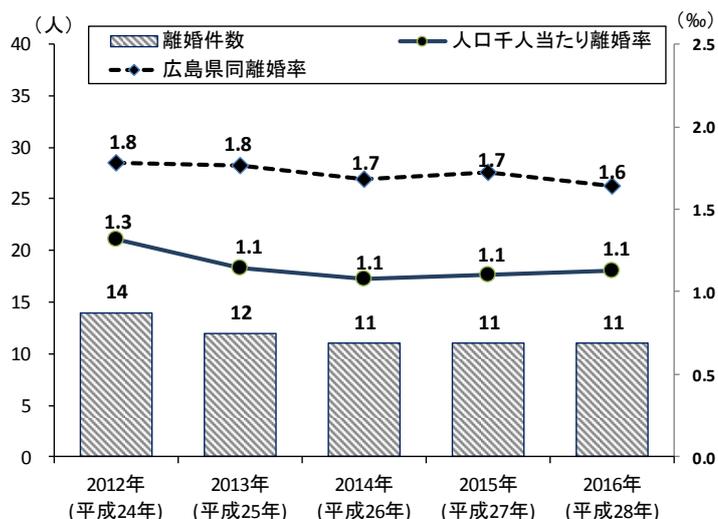


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(5) 離婚件数・離婚率

- 本町の離婚件数は、平成24年の14件から平成28年の11件に減少しています。
- 人口千人当たり離婚率は、平成24年の1.3‰から平成28年の1.1‰に減少していますが、各年とも広島県に比べると低めに推移しています。

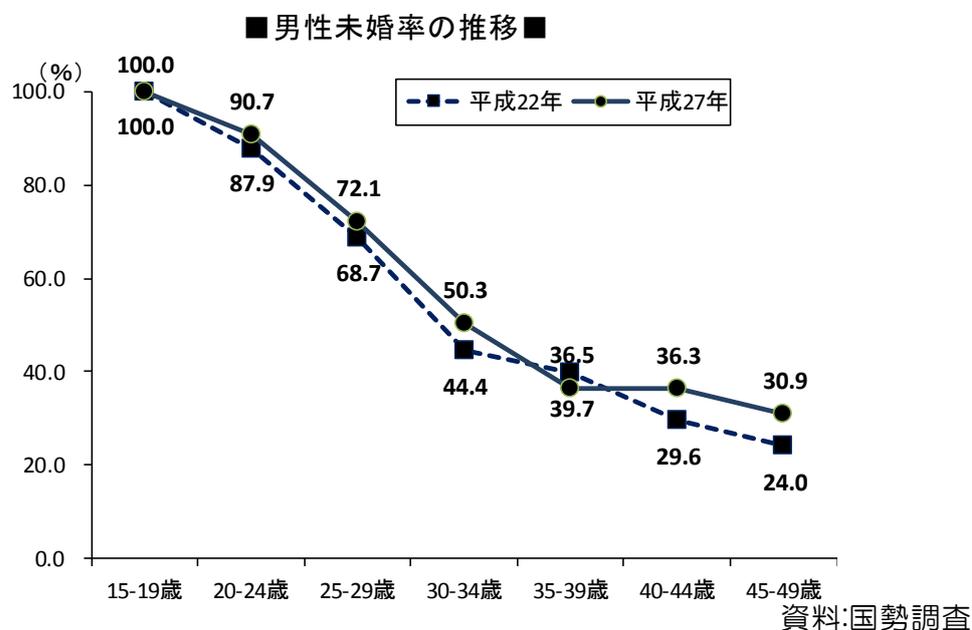
■ 離婚件数・離婚率の推移 ■



資料:広島県保健統計

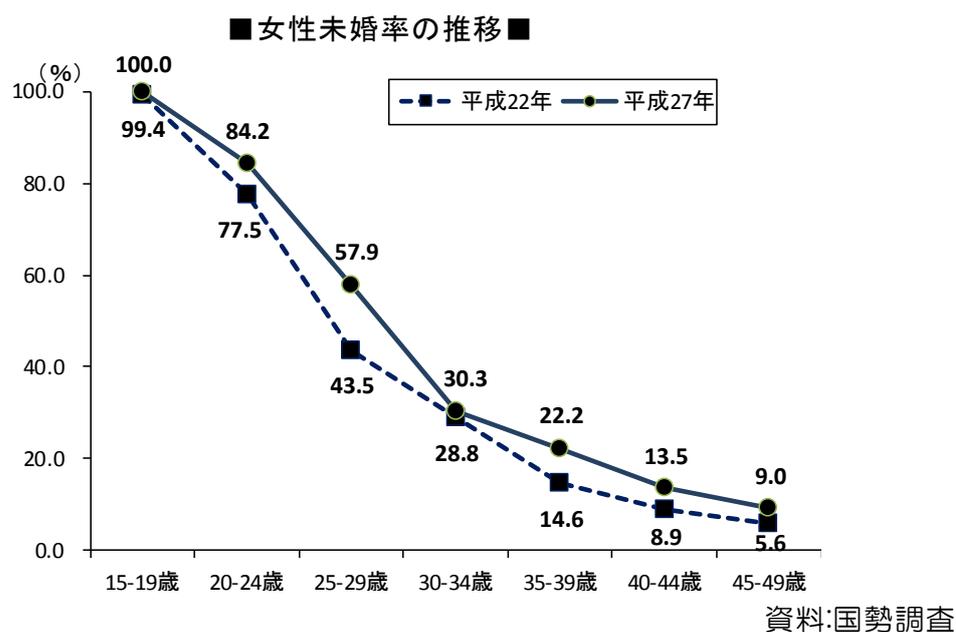
(6) 男性未婚率

●本町の男性未婚率は、平成22年では20～24歳で87.9%ですが、45～49歳では24.0%となっています。平成27年では20～24歳で90.7%ですが、45～49歳では30.9%となっています。未婚率が増加しています。



(7) 女性未婚率

●本町の女性未婚率は、平成22年では20～24歳で77.5%ですが、45～49歳では5.6%となっています。平成27年では20～24歳で84.2%ですが、45～49歳では9.0%となっています。未婚率が増加しています。



2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査実施方法

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者 ※対象者は、対象となる保護者全員	就学前児童の保護者 204人	小学生の保護者 240人
調査方法	郵送調査	郵送調査
調査時期	平成31年1月	平成31年1月
回収状況	配布数 204 回収数 117 回収率 57.4%	配布数 240 回収数 142 回収率 59.2%

(2) 就学前児童調査結果

①子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母共に」が69.2%、「主に母親」が29.9%となっています。

②子育てをする上で気軽に相談できる人の有無

気軽に相談できる人が「いる・ある」が92.3%と、ほとんどを占めています。

「いる・ある」と回答した人の相談先としては、「祖父母等の親族」が85.2%、「友人や知人」が75.0%、「保健所・幼稚園の先生」が56.5%となっています。

③子どもをみてもらえる人の有無

子どもをみてもらえる人としては、緊急時、日常的を併せ「祖父母等の親族」で9割以上を占めています。

④母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労（産休・育休中等を含む）」は53.8%。これに「パート・アルバイト就労（産休・育休中等を含む）」を合わせると82.0%となっています。1週間当たりの就労回数は平均4.9日です。

パート・アルバイトからフルタイムへの転換意向については、パート・アルバイトを続けたいもしくは、続けざるを得ないというのが大半です。

⑤ 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況

定期的なサービスを利用している人の割合は 76.9%となっています。

「利用している」と回答した人について、利用しているサービスをみると「認可保育所」が 73.3%と圧倒的に高く、次いで「幼稚園」の 15.6%が続き、それ以外はいずれも 7%未満の利用率となっています。

⑥ 病気等で保育のサービスが利用できなかった経験

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった経験についてみると、「あった」が 90.0%と大多数を占めています。

その対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」が 81.5%と約 8 割を占め、その年間平均日数は 7.3 日となっています。次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が 39.5%です。

⑦ 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用希望

今後定期的に利用したいサービスをみると、「認可保育所」が 76.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が 29.1%となっており、以下、「幼稚園の預かり保育」19.7%、「認定こども園」16.2%と続いています。また利用したい場所については、ほとんどが神石高原町内を希望しています。

⑧ 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な幼稚園・保育所等の利用希望

土曜日、日曜日・祝日のサービス利用意向についてみると、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」、「月に1~2回利用したい」を含めて 58.2%と5割以上が希望していますが、日曜日・祝日では 23.1%と半数以下になっています。

長期休暇期間中の預かり保育の利用意向については「ほぼ毎日利用したい」、「週に数日利用したい」が合わせて 75.0%となっています。

⑨ 不定期のサービスの利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用しているサービスについてみると、「一時預かり」が 4.3%で平均日数は年間 4.8 日、「幼稚園の預かり保育」が 4.3%で平均日数は年間 8.6 日となっています。

そのような不定期のサービスを今後「利用したい」は 35.9%で、希望日数は年間 24.7 日となっています。

その理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が 76.2%、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が 64.3%となっています。

⑩ 育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得経験をみると、「取得した(取得中である)」が 47.9%となっており、半数近くが取得経験を持っています。父親の取得経験は 0%です。

取得していない理由は、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」がともに 30.8%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 23.1%となっています。

⑪ 子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（おひさま広場）の利用経験については、利用したことが「ある」は 17.9%で、利用頻度は 1 か月あたり 2.2 回となっています。

利用したことのない人の今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が 12.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 6.8%となっています。

⑫ 子育てに関する不安や悩み

子育てや教育に関する不安や悩みについては、「子どもの病気・障害、または、発育・発達に関すること」が 34.2%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が 27.4%、「近所に子どもの遊び友達がいないこと」が 23.1%となっています。

（3）小学生児童調査結果

① 母親の就労状況

母親の勤労状況は、「フルタイムで就労（産休・育休中等を含む）」は 62.0%、これに「パート・アルバイト就労（産休・育休中等を含む）」を合わせると 86.6%となっています。1 週間当たりの就労回数は、平日 4.9 日です。

② 子どもが放課後を過ごしている場所

子どもが小学校の放課後をどのような場所で過ごしているかたずねたところ、「自宅」が 68.3%で最も高く、次いで「学童保育（やまびこクラブ）」43.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」25.4%となっています。

「学童保育（やまびこクラブ）」の終了時刻は平均で 17 時 45 分となっています。

③ 学童保育の利用状況

学童保育の利用状況をみると、平日に「利用している」は 90.2%で、週あたりの利用日数は 5 日がもっとも多く、ほとんどの人が平日に利用しています。土曜日は「利用している」が 29.5%と、利用率は 3 割程度となっています。夏休みや冬休み等長期休暇期間中については、「利用している」は 90.2%で 9 割を超えており、週あたりの利用日数も平日と同様で 5 日が最も多くなっています。

④ 学童保育に対して重視する点

学童保育に対してどのような点を重視するかたずねたところ、「利用できる曜日や時間」が 67.2%で最も高く、次いで「子どもへの接し方・指導内容」54.1%、「施設・設備」39.3%となっています。

⑤学童保育の利用意向

学童保育の利用意向について、平日に「利用したい」は 38.0%となっています。土曜日に「利用したい」は 20.4%，日曜日・祝日に「利用したい」は 10.6%にとどまっていますが、夏休み・冬休み等長期休暇期間中については、「利用したい」が 45.8%と高く、長期休暇期間中の学童保育のニーズが高いことを示しています。

⑥子育てに関する不安や悩み

子育てや教育に関する不安や悩みについてみると、「病気や発育・障害，発育・発達に関すること」が 28.2%で最も高く，次いで「近所に子どもの遊び友達がいないこと」23.9%，「子どもと接する時間が十分にもてないこと」22.5%となっています。

3 子ども・子育て支援の現状

(1) 地域における子育て支援の状況

① 保育所等のサービス

- 本町には5つの保育所があり、定員270人に対して平成30年度の入所児童は164人となっています。
- 就労形態の多様化等、様々な社会的変化に対応して、一時預かり・保育所開放・保育料の補助等を行っています。

■ 保育所の状況 ■

区分	施設数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
2016年度 (平成28年度)	5	270	5	16	28	43	43	36	171
2017年度 (平成29年度)	5	270	9	17	27	35	43	41	172
2018年度 (平成30年度)	5	270	3	14	34	32	37	44	164

資料:福祉課 各年度10月1日現在

■ その他の保育施設の状況 ■

区分	施設数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
2016年度 (平成28年度)	1	20	1	10	0	0	0	0	11
2017年度 (平成29年度)	1	20	3	4	3	0	0	0	10
2018年度 (平成30年度)	1	20	3	11	0	0	0	0	14

資料:福祉課 各年度10月1日現在

■ 保育所等のサービス ■

区分	概要	2018年度 実施状況
一時預かり事業	保護者の数労形態の多様化や傷病等により、児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することにより児童の福祉の増進を図ることを目的として実施。	町内5保育所 延べ利用人数160人 託児所たんぼぼ 延べ利用者数 13人
保育所開放	毎月1回(10時~11時)保育所開放日を設け、入所前の児童・保護者を対象に行事を行っている	町内5保育所で実施
第3子以降保育料半額	神石高原町内に在住する第3子以降の児童の保育所保育料を半額にする	対象児童数 26人
第2子以降保育料無償化	神石高原町内に在住する第2子以降の児童の保護者に対し保育料を補助する	対象児童数 109人

資料:福祉課

②地域における子育て支援の基盤整備の状況

- 本町では、地域子育て支援センター「アイ・アイ」の充実をめざし、子育てに関する教育相談や心理士によるカウンセリングを行っています。
- 子育て中の親子が交流する「おひさま広場」を実施するとともに、地域子育て支援センターの情報誌「アイ・アイ」を毎月発行しています。

■地域子育て支援センター「アイ・アイ」■

活動項目	2018年度(平成30年度)内 容
教育相談	学校生活, 家庭生活, 不登校など 【日時】火～金 10時～17時 【場所】シルトピアカレッジ図書館 【相談員】 教育子育て相談員 【問い合わせ】 地域子育て支援センター・教育委員会教育課
心理士による カウンセリング	【日時】月2回 10時～16時(予約制) 【場所】シルトピアカレッジ図書館 【問い合わせ】 地域子育て支援センター・教育委員会教育課
おひさま広場	【日時】火～土 10時～15時 (油木・神石・豊松・三和の4カ所で実施) 【場所】火・水・土 シルトピアカレッジ図書館 木 小島交流会館 第1・第3金 神石老人福祉センター 第2・第4金 豊松老人福祉センター 子育て中の親子が気軽に交流できる場となるよう、毎月行事等を行っており、利用者から子育てに関する相談等があれば、関係機関等へつないでいる。 また、子育てサークルの支援も行っている。
機関紙の発行	・子育て支援センター情報誌「アイ♡アイ」を毎月発行【7・8月は合併号】

資料:福祉課, 教育課, まちづくり推進課

③放課後児童健全育成事業の状況

- 放課後児童健全育成事業は小学校児童（1年生～6年生）を対象児童として、平日は学校での授業終了後から18時まで、土曜日や長期休暇期間については、8時から18時までとなっています。なお、障害児の受入れについては、障害のある子どももいますが、障害児枠として分けて受け入れを行ってはいません。
- 本町には4カ所の放課後児童健全育成事業実施施設があり、平成30年度の登録者数合計は202人で利用者の延べ人数は15,691人となっています。

■放課後児童健全育成事業の状況■

対象児童	小学校児童(1年生～6年生)
実施時間	平日:授業終了後～18時 土曜日・長期休暇:8時～18時
障害児 受け入れ状況	障害のある子もいるが、障害児枠として分けて受け入れを行っていない

資料:福祉課

■放課後児童健全育成事業利用者数（延べ人数）■

放課後児童健全育成事業(学童保育)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
やまびこ油木館(登録人数)	33	36	38	33	32
やまびこ油木館	2,859	2,903	2,655	2,460	2,757
やまびこ神石館(登録人数)	34	45	47	54	54
やまびこ神石館	2,614	3,232	3,442	4,113	4,010
やまびこ豊松館(登録人数)	34	31	31	22	18
やまびこ豊松館	2,407	2,584	3,293	2,221	1,699
やまびこ三和館(登録人数)	98	97	107	103	98
やまびこ三和館	5,971	6,484	7,085	5,894	7,225
登録数(計)	199	209	223	212	202
計4箇所	13,851	15,203	16,475	14,688	15,691

資料:福祉課

(2) 子育てに関する保健・福祉の状況

①母子保健サービスの実施状況

- 子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のため、母子保健サービスは欠かせないものです。
- 安全な妊娠・出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査を実施するとともに、マタニティ教室、妊産婦訪問相談、不妊治療対策助成、産後ケア事業等、妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行っています。
- 乳幼児に対しては、乳幼児健康診査、歯科健診及び歯科指導、フッ素塗布・ブラッシング指導等とともに、育児相談、乳児全戸訪問等をはじめとした支援を行っています。

■妊産婦等保健事業■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 実施内容(回数,利用者数等)
母子健康手帳交付	妊娠から出産、育児、予防接種、健康診査などを記録する母子健康手帳を保健師・助産師により個別面談して交付します。また、手帳交付時に子育てガイドを配布し、町で実施している子育て支援策の紹介を行っています。	母子健康手帳交付数 29件
妊婦健康診査・妊婦歯科健診	母親とおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠中の健康診査を無料で受けることができる受診券を交付します。	妊婦健診14回、妊婦歯科健診1回 妊婦健康診査受診者数 延べ235人 妊婦歯科健診受診者数 5人
マタニティ教室	妊婦が不安なく妊娠中を過ごし、母親または父親になる心と体の準備をし、安心して出産・育児に臨めるように、また、交流の場として開催します。	マタニティ教室実施回数(6回) 参加人数 延べ25人
妊産婦訪問相談事業	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及や、安心して出産・育児ができるように、保健師・助産師や母子推進員等が家庭訪問します。	妊婦訪問 延べ 68人 産婦訪問 延べ 93人
妊産婦個別相談事業	個別相談を実施し、保健師・助産師等と妊産婦の良好な関係づくりを行います。	授乳相談 延べ 9人 個別相談 延べ 27人
不妊治療対策助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対して、一般不妊治療及び特定不妊治療に要した費用のうち、県からの助成額を控除した全額を助成します。	特定不妊治療費、一般不妊治療費助成を実施
産後ケア事業	産後手助けが必要な母親と赤ちゃんのケアを医療機関や助産所などで受けることができます。	利用者 なし 利用できる医療機関・助産所 各1カ所

資料:地域保健・健康増進報告, 保健課

■乳幼児健康診査事業■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 実施内容(回数,利用者数等)
乳幼児健康診査	乳児健康診査(4か月・6か月・9か月・12か月 年12回), 1歳6か月児健康診査(年4回), 3歳児健康診査(年4回)を行っています。	乳児健診 実施回数 12回 4か月児健診 受診者数 41人 6か月児健診 受診者数 36人 9か月児健診 受診者数 32人 12か月健診 受信者数 43人 1歳6か月児健診 実施回数4回 受診者数 34人 3歳児健診 実施回数4回 受診者数 49人
5歳児にじいる相談	3歳児健診までには見えなかった社会性の発達などを見つつけ、5歳児なりの成長を確認し、必要な支援につなげていきます。	対象者数 50人
歯科健診及び歯科指導	1歳6か月児及び3歳児健診において、歯科健診及び歯科指導を行います。	1歳6か月児健診 実施回数4回 受診者数34人 3歳児健診 実施回数4回 受診者数49人
フッ素塗布事業	2歳以上小学生までを対象に、無料で年1回、町内の歯科医院で歯科健診・フッ素塗布・ブラッシング指導を実施しています。	2歳～就学前 対象者数211人 受診者数 80人 小学生 対象者数330人 受診者数118人

資料:地域保健・健康増進報告, 保健課

■ 育児等健康支援事業 ■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 実施内容(回数, 利用者数等)
育児相談	参加者同士の交流を行うとともに、育児についての不安、乳児とのかかわり方、離乳食についてなど、様々な悩みや不安などについて、保健師・助産師等が指導や助言を行っています。	実施回数 11回 利用者延べ 69人
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師・助産師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により行います。	利用者なし
乳児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師、助産師、母子推進員等が乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の孤立化を防ぐために様々な不安や悩みに対応するとともに、必要な子育て情報の提供を行います。	訪問件数 35件
乳幼児訪問相談事業	乳幼児を持つ親が、授乳や育児等に対する不安や悩みを抱えることがなく子育てができるために、きめ細やかな情報提供と育児支援が受けられるよう家庭訪問を実施します。	新生児・乳児 31人(延べ 44人)
すこやか育児サポート事業	妊娠中から乳児期の子育ての不安や疑問に対応するため、産婦人科医、小児科医及び町の保健師が連携して、相談支援を行います。	利用件数 1件
母子推進員活動	母子の健康状態、家庭の状況等を把握し、関係機関と連携をとりながら、子どもの虐待の早期発見に努めるとともに、母子の健康づくり並びに育児不安の軽減等の子育て支援を行っています。	母子推進員 17人 訪問件数 産婦 5件 乳幼児 72件
ブックスタート事業	生後9カ月の赤ちゃんと保護者を対象に、乳児健診の際に、絵本を開く楽しい体験と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動として読み聞かせをし、絵本を手渡しています。	実施回数 12回 参加人数 28人

資料:保健課, まちづくり推進課

■ 予防接種事業 ■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 実施内容(利用者数等)
定期予防接種事業	乳幼児の健康づくりを支援するため、町内外の医療機関で、定期予防接種を無料で受けることができます。	二種混合 26人 麻しん・風しん混合 79人 四種混合 134人 日本脳炎 167人 ヒブワクチン 133人 小児肺炎球菌 133人 水痘 67人 B型肝炎 84人 BCG 32人
幼児・児童等インフルエンザ 予防接種費補助事業	満1歳から18歳以下の者を対象に、インフルエンザ予防接種の費用を、申請により助成します。(任意接種) 満1歳～小学生 2回接種7,000円限度 中学生～18歳以下 1回接種4,000円限度	満1歳～小学生 対象者534人 申請者277人 中学生～18歳以下 対象者366人 申請者130人
ロタウイルス 予防接種費助成事業	乳児の感染症予防及び保護者の身体的・経済的な負担軽減を図るため、ロタウイルスワクチン接種の費用を、申請により助成します。(任意接種)	対象者 33人 申請者 29人

資料:保健課

②配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進

- 発達障害に関する多様なニーズに対応するため、幼児健康診査、こども発達支援センターによる医療的支援、発達相談や発達検査体制の充実を図るとともに、発達を支援する教室を開催しています。

■子どもの発達支援対策■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 実施内容(利用者数等)
幼児健康診査	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では、発達相談員を配置し、発達面で支援の必要な親子へ相談対応を行います。	
こども発達支援センターにおける医療的支援	こども発達支援センター(神石高原町を含む6市2町の共同運営)において、就学前の子どもを対象に、発達の心配、子育ての不安に関して医師の診察、指導、助言や専門スタッフによる支援を行います。	利用者 7人
発達相談・発達検査	乳幼児健診等の結果、要観察となった子どもに対して、保護者からの相談に応じ、必要に応じて発達相談・検査を行い、今後の支援につなげていきます。	発達相談・発達検査実施人数 33人
発達を支援する教室	発達に支援が必要な子どもとその保護者が定期的に集える場として、のびのび教室・るんるん教室を開催しています。 親子が一緒に遊び、関わることを通して、子どもの育つ力を引き出すしていくよう支援しています。 【のびのび教室】1歳6か月から3歳まで 【るんるん教室】3歳から就学まで	のびのび教室 延べ参加者数 40人 るんるん教室 延べ参加者数 62人
個別の支援計画	発達に支援が必要な子どもや家族に対して、関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期・就労期までの長期的な視点に立って内容を共有し、ライフステージごとの取組の内容を引き継ぎ、切れ目のない一貫した支援をしていきます。	個別の支援計画作成者 2人

資料:保健課

③医療費助成事業・手当の給付等

- 本町では、保護者の子育てに関わる経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費・こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費等の助成を行っています。
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・重度心身障害者介助手当の支給や医療費の助成を行って、経済的支援を継続的に進めています。

■医療費助成事業■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 対象者等
乳幼児等医療費助成事業 こども医療費助成事業	乳幼児の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。また、町独自で高校3年生まで対象を拡充し助成する。 【利用者負担額】 1医療機関につき1日500円 但し、同一医療機関においては、入院の場合、月14日まで 通院の場合、月4日まで	乳幼児 281人 小・中・高生 778人 (内:町外油木高生 30人)
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のいない児童の医療費の一部を公費で負担し、心身の健康の向上と福祉の向上を図る。	母子家庭の母 30人 母子家庭の児童 42人 父子家庭の父 8人 父子家庭の児童 13人 その他 1家庭 3人
重度心身障害者医療費助成事業	重度障害者又はその保護者に医療費の一部を助成することにより、重度障害者の保健及び福祉の向上を図る。	重度障害者 7人【18歳までの人数】

資料:福祉課

■手当の給付等■

事業名	事業概要	2018年度(平成30年度) 対象者等
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している保護者等に手当を支給する。	・3歳未満 月額15,000円 ・3歳以上小学校修了前 月額10,000円 ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円 ・中学生 月額10,000円 延べ支給人数8,181人 支給額92,155,000円
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき父(母)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。	手当月額:児童一人月額10,030円~42,500円 支給延べ人数:587人 支給額:23,484,340円
特別児童扶養手当	精神又は身体が障害の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給	・重度障害児(1級)児童一人月額51,700円 ・中度障害児(2級)児童一人月額34,430円
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする児童に対して、障害児福祉手当を支給。	支給延べ人数:33人 支給額:483,170円
重度心身障害者介助手当	5~20歳未満の者で、常時介護を必要とすると町長が認めた者の保護者に支給。	月額 5,000円 支給延べ人数:42人 支給額:220,000円

資料:福祉課

④障害児及びその保護者に対する福祉サービス

- 本町における障害児数（手帳所持者）は平成 30 年度には肢体不自由 2 人，療育 13 人，精神 1 人の合計 16 人となっています。
- 障害児とその保護者に対して，障害児の健全な発達を支援するため，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，日常生活用具給付，移動支援，日中一時支援等，各種福祉サービスを行っています。

■障害児数（手帳所持者）■

単位：人

	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語・咀嚼	内部障害	療育	精神
2014年度 (平成26年度)	10	0	0	0	0	1	9	0
2015年度 (平成27年)	12	0	0	0	0	1	11	0
2016年度 (平成28年度)	15	1	0	0	0	1	13	0
2017年度 (平成29年度)	18	2	0	0	0	1	14	1
2018年度 (平成30年度)	16	2	0	0	0	0	13	1

資料:福祉課

■福祉サービス等■

サービス名	サービスの概要
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス事業	放課後等に生活能力向上のための訓練等の支援を行います。
保育所等訪問支援事業	保育所等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	障害児に対し，補装用具の支給及び日常生活用具を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対して，社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を目的として，障害児の日中活動の場を提供し，見守り，社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

資料:福祉課

(3) 教育環境の状況

① 幼稚園・学校の状況

- 本町には1つの幼稚園があり、平成30年度は定員70人に対して入所児童は29人となっています。
- 小学校は5校あり児童数は平成30年度には327人となっています。また、中学校は4校から2校に減少し、生徒数は平成26年度の206人から平成30年度の167人に減少しています。
- 基礎的な学力、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等の子どもの「生きる力」を育成することを基盤として、特別支援教育支援員の設置や各種検定に対する補助を行うとともに、幼稚園就園奨励費補助（令和元年9月で終了）、小中学校児童生徒就学援助、特別支援教育就学援助費補助、私立幼稚園第2子以降保育料無償化等、各種支援を行っています。

■ 幼稚園の状況 ■

区分	施設数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)					合計 (人)	
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
2016年度 (平成28年度)	1	70	/	/	/	10	8	14	32
2017年度 (平成29年度)	1	70	/	/	/	15	9	9	33
2018年度 (平成30年度)	1	70	/	/	/	5	14	10	29

資料:教育課 各年度5月1日現在

■ 小中学校の状況（公立） ■

単位：校，人

区分		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小学校	学校数	5	5	5	5	5
	児童数	359	338	346	335	327
中学校	学校数	4	2	2	2	2
	生徒数	206	213	184	178	167

資料:教育課 各年度5月1日現在

■ 幼稚園・学校教育推進事業 ■

事業名	事業概要
特別支援教育支援員設置事業	通常の学校等に在籍する発達障害を含む児童生徒に対し、教育上特別の支援を行う。
各種検定補助	英語・数学・漢字検定について合格した生徒の保護者に対し全額及び半額を補助する。

資料:教育課

■奨学資金等支援事業■

事業名	事業概要
小中学校児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費、医療費等必要な援助を行う。
特別支援教育就学援助費補助事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等の一部を支給する。
私立幼稚園第2子以降保育料無償化	神石高原町内に在住する第2子以降の児童の保護者に対し保育料を補助する。

資料:教育課

②学校・地域・家庭における教育環境の状況

- 「うたって！おどって！オマチマンコンサート」や山海島体験活動を行うとともに、外国語指導助手の派遣、イングリッシュ・イマージョン・プログラムによる一日英語体験、中学生の海外交流等の国際交流体験を行っています。

■青少年育成事業を含む体験活動等各種活動の実施状況■

事業名	事業概要
うたって！おどって！オマチマンコンサート	神石高原町内の保育所等でコンサートを実施する。 【青少年育成神石高原町民会議】
山海島体験活動事業	神石高原町内の小学校5年生の児童が3泊4日で長期宿泊体験を実施する。

資料:まちづくり推進課，教育課

■国際交流の実施状況■

事業名	事業概要
外国語指導助手派遣事業	小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、小学校は外国語活動及び英語科で、中学校は英語科で活用し、外国語の音声や基本的な表現方法に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の育成、「使える」英語学力の向上等を図る。
イングリッシュ・イマージョン・プログラム	英語に慣れ親しむことができる機会を設けるため、神石高原町立小学校4年生の児童に対し、一日英語体験を実施する。
中学生海外交流事業	異文化理解を深める機会を提供するとともに、国際性豊かな人づくりの育成を推進するため、神石高原町立中学校に在籍する生徒をおおむね7日間、オーストラリアバンダバーグ等に派遣する。

資料:教育課

(4) 生活環境の状況

① 防犯，交通安全対策等の実施状況

- 子どもを交通事故や犯罪から守るため，交通安全指導や「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置を行うとともに，防犯パトロール，巡回パトロール，あいさつ運動等を行っています。また，ランドセルカバー，防犯ブザー・熊避け鈴，防犯・安全グッズ等の配布を行っています。

■子どもや親に対する交通安全教室，防犯指導等の実施状況■

事業名	対象施設	事業概要(時期、内容)
交通安全指導	保育所・幼稚園・小学校	毎年，4月～5月頃，保育所・幼稚園・小学校で交通安全教育活動を実施している。 【福山北交通安全協会 各学区交通安全自治会】
登下校時の交通安全指導	小学校	定例日等に通学路や小学校前で通学児童に対して，登下校時に交通安全指導を行う。 【福山北交通安全協会 各学区交通安全自治会】

資料:総務課

■「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置状況■

事業名	事業概要
子ども110番の家	青少年育成神石高原町民会議の中の地区委員会事業で実施している。 (事務局は各協働支援センターが担っている)

資料:まちづくり推進課

■その他子ども等の安全の確保に係る事業等の実施状況■

事業名	事業概要
防犯パトロール	青色防犯パトロール車による巡回【福山北警察署管内防犯連合会】
ランドセルカバーの配布	小学校の新入生全員にランドセルカバーを配付【福山北警察署管内防犯連合会】
防犯ブザー・熊避け鈴の配付	小学校の新入生全員に防犯ブザー・熊避け鈴を配付 【青少年育成神石高原町民会議】
防犯・安全グッズの配布	「通学路注意」の反射電柱幕・サイン等を作成【青少年育成神石高原町民会議】
あいさつ運動	学校校門等で児童・生徒へのあいさつ運動の推進【青少年育成神石高原町民会議】
巡回パトロール	保護者等による巡回パトロールの実施【青少年育成神石高原町民会議】

資料:総務課，まちづくり推進課

(5) 要保護児童等への対応状況

① 子どもに対する虐待の実態

- 子どもに対する虐待は深刻な社会問題として、テレビ等のマスコミで報道されていますが、本町における子どもに対する虐待の相談受付件数は平成30年度には2件となっています。
- 本町では、関係機関と連携して子育て支援ネットワーク等を設置して、虐待防止の意識啓発をするとともに、虐待、いじめの問題の未然防止や早期の発見のため、関係機関と連携して要支援家庭や要保護児童の把握に努めるとともに、適切な保護、支援を行っています。

■ 子どもに対する虐待の相談受付状況 ■

単位：件

区分	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
相談件数	0	1	2	2	2

資料:保健課

■ 子育て支援ネットワークの活動状況 ■

事業名	事業概要(設置年度, 2018年(平成30年度)度 実施状況等)
子育て支援ネットワーク	<p>子どもの虐待防止の意識啓発を行うために、虐待防止に関するチラシの配布、講演会の開催及びオレンジリボンキャンペーンの参加等を行っています。</p> <p>また、いじめ問題については、子どもの権利擁護の観点から情報管理に配慮しつつ、家庭環境や生活環境等を踏まえた総合的な取り組みを行います。</p> <p>さらに、虐待、いじめ等の問題を早期に発見するため、関係機関と連携して要支援家庭や要保護児童の把握に努めるとともに、適切な保護、支援を行います。</p> <p>設置年度 平成18年10月 構成機関・団体 26機関・団体</p> <p>代表者会議 開催回数 1回 出席者 25名 実務者会議(全体会議) 開催回数 1回 出席者 65名 臨時会議(個別ケース検討会議) 開催回数 3回</p>

資料:保健課

②生徒指導上の諸課題の状況

- 本町における平成30年度のいじめの発生件数は18件、不登校児童生徒数は13人、暴力行為発生件数は19件となっています。
- いじめや不登校や少年非行等の問題行動に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークを前提として、スクールカウンセラーの派遣やスクールソーシャルワーカーの活用等、児童生徒の心の問題に対応しています。

■生徒指導上の諸課題の状況■

区分	学級数	児童	いじめの	不登校児	暴力行為
		生徒数	発生件数	童生徒数	発生件数
	(クラス)	(人)	(件)	(件)	(件)
2014年度 (平成26年度)	43	565	3	7	0
2015年度 (平成27年度)	46	551	1	7	1
2016年度 (平成28年度)	44	530	5	12	0
2017年度 (平成29年度)	45	513	4	9	1
2018年度 (平成30年度)	46	494	18	13	19

資料:教育課

■生徒指導上の諸課題への対応■

事業名	事業概要
スクールカウンセラー派遣事業	町立小中学校にSCとして、臨床心理士を配置し、児童生徒、保護者、教職員のカウンセリングを行い、不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決を図る。
スクールソーシャルワーカー活用事業	生徒指導上の諸問題の解決に向け、専門的な知識や技術を持つSSWを活用し、児童生徒、保護者及び教職員に対する支援・相談・情報提供を行う他、関係機関を連携し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善等、効果的な支援を行う。

資料:教育課

4 第2期子ども・子育て支援事業計画に向けての課題

(1) 母親と子どもの健康づくり

- アンケート調査では、就学前児童、小学生児童とも「子どもの病気・障害、または発育・発達に関すること」への不安や悩みが最も高いことから、育児指導や育児相談、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの相談等により育児不安の軽減を図る必要があります。
- 情報化社会の進展とともに、子どもたちがインターネットを安全に使うことができるよう、適切な対応を身につけさせることが求められています。

(2) 子どもと子育てを支える環境づくり

- 近年、インターネットの利用が増加しています。このため情報提供のあり方として、従来の広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用等、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信手段を検討する必要があります。
- アンケート調査では就労する母親は増加しているものの、育児休業の取得状況は母親、父親で大きな開きがあり、ワーク・ライフ・バランスの啓発等を通して母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- 病児・病後児保育事業の充実とともに、子どもが病気やけがの時等に保護者が休暇をとることができる等、企業等において働きながら子育てできる環境づくりが求められています。
- 出生数の減少による年少人口の減少、高齢化率の上昇とともに、人口は減少しており、少子高齢社会に対応した子育て環境の整備や少子化に歯止めをかけることが必要となっています。
- 婚姻件数・婚姻率ともに減少し、男女ともに未婚化が進んでいます。未婚化にはいろいろな要因がありますが、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを一つの方法として、結婚を求めている人の結婚を促進することに努めることも大切です。

(3) 子どもの保育・教育環境づくり

- 令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に際しては、各種教育・保育サービスの利用希望の増加が想定されるため、適切に対応するとともに、正確で詳細な情報の周知が必要です。
- 保護者のニーズに沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が求められており、教育・保育を提供するための保育士等人材の確保、また技術・技能を含む質の向上とともに、既存施設における施設・設備の充実が必要となっています。
- 学校で実施される教育のみならず、家庭や地域における教育力を促進し、次代を担う子どもの生きる力の育成とともに、親としての自覚の醸成を図る必要があります。また、いじめ、不登校への早期対応が求められています。

(4) 地域を挙げて子どもを守り，育てる体制づくり

- 子どもに対する虐待は全国的に増加傾向にあり，本町においても子どもに対する虐待防止対策の取り組みは重要です。このため，関係機関や地域等が緊密に連携するとともに，支援体制の在り方について検討し，子どもに対する虐待の早期発見に努める必要があります。
- 子育て家庭が孤立しないように地域との関係づくりが必要です。

(5) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

- 発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため，相談体制の充実や様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のための取り組みを充実する必要があります。

第3章 神石高原町子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画のテーマ

「神石高原町第1期子ども・子育て支援事業計画」においては、本町の緑豊かな自然と美しい田園のある環境のもとで、子どもを産み育てたい男女が安心して産み、育てることができ、地域全体に見守られながら子どもが心身ともにすくすく成長できる環境の構築を目指して、下記のような「計画のテーマ」が掲げられました。

本計画の上位計画である「神石高原町第2期長期総合計画（平成29年3月）」では、町のめざす将来像を「人と自然が輝く高原のまち」と定め、将来像を具現化する総合指針を「小さくても元気のでるまちづくり」としています。

「第1期子ども・子育て支援事業計画」において掲げられた「計画のテーマ」は、「第2次長期総合計画」における「将来像」、「総合指針」と同じ方向性、同じ趣旨を示していると判断されます。

よって本計画である「第2期子ども・子育て支援事業計画」においても、第1期計画の「計画のテーマ」を踏襲することとします。

【計画のテーマ】

子どものいのちの根っこを育み、
健やかでたくましい幹への成長を支える神石高原町

2 基本的視点

「計画のテーマ」の具体化に向けた施策の展開にあたっては、国の基本方針等を踏まえて下記の3つの視点に沿うものとします。

視点1 子どもの視点

本計画の推進にあたっては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考え方として、子ども視点に立ち、子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、子どもの健全育成のための環境を整えていきます。

視点2 すべての子どもと家庭を支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提です。その上で親が本町で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができ、子どもたちの可能性と夢を引き出せるように、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを進めていきます。

視点3 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子どもを育てることについては、家族、地域、行政、企業など社会のあらゆる分野において、それぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点に立った取り組みを進めていきます。

3 基本方針

「計画のテーマ」を実現するための本計画の「基本方針」として以下の5つを設定します。

基本方針1 母親と子どもの健康づくり

母親と子どもの健康づくりを推進するために、妊娠の早期届出を働きかけるとともに、各種教室の開催等により母子保健知識の普及、乳幼児の事故防止に関する意識啓発を推進します。さらに、子どもの健康を確保・増進するために、健康診査、予防接種、子ども自身による健康づくりを推進するほか、本町の第3次食育推進計画に基づいて親子に対する食育や食品ロスについての学習等を推進します。

また、思春期における子どもの心と体の健康づくりを推進するため、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性、パソコン、携帯、スマートフォンの危険性等についての基礎知識の普及、相談体制の充実、保護者に対する意識啓発を推進します。

母子医療については、広域的な専門医療体制や町内医療体制の充実、基本的な医療知識の普及、子どもに対する医療費や予防接種費用の助成を行うほか、不妊治療費等の助成を行います。

基本方針2 子どもと子育てを支える環境づくり

子育てに喜びや楽しみを感じることでできる家庭づくりを推進するために、各種講座の開催、親子の交流の場の提供等あらゆる機会を通じて子育てに係る意識啓発を推進します。

また、子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しみながら子育てができるように、子育て世代包括支援センター・地域子育て支援センターやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援体制の充実を図るとともに、乳幼児のいる保護者に対して気軽に集い、交流を深める広場の開催、自主的な子育てサークル

等により、育児疲れを解消し、楽しみながら子育てができるよう支援します。

さらに、仕事と子育ての両立を進めるために、事業所に対して男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの啓発、育児、看護で休暇を取りやすい職場環境づくりを働きかけます。

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図るために、国、県と連携して各種手当て・助成制度の充実を図るとともに、子育て家庭の定住を促進するために町独自の支援を行います。

基本方針3 子どもの保育・教育環境づくり

就学前の子どもが健やかに成長するとともに保護者の仕事と子育ての両立を支援するために、保育環境・幼児教育環境の充実を図るとともに、保育所のサービスの向上を図るため、保育年齢の拡大、時間外保育事業及び一時預かり事業の拡充、安全で魅力ある保育所づくりを行うほか、私立幼稚園の運営支援、保育所・幼稚園の開放を行います。

また、次代の担い手である子どもが個性豊かに成長するように、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進するとともに、いじめがなく、全員が元気に登校する学校づくりを推進します。

さらに、保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、子どもが地域で一貫して見守られながら成長できるように、教職員相互の連携や子ども相互の交流を推進します。そのほか、家庭・地域の関わりによって子どもの生きる力を育むため、協働支援センター、家庭、地域が連携を図り、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供等の支援を行います。

基本方針4 地域を挙げて子どもを守り、育てる体制づくり

地域において保護者の子育てを支援するため、地域組織等による子育て支援サービスの充実、強化を働きかけるとともに、地域で家庭を支援する仕組みづくり等に取り組みます。

また、子どもの人権を守るために、子どもの権利及び虐待防止の意識啓発や虐待の早期発見・早期対応及び支援、民生委員児童委員や母子推進員と連携した見守り体制の充実等を図るとともに、子どもと子育て家庭にやさしく、安全なまちづくりを行うために、子どもの利用に配慮した公共施設の点検・整備、道路等の外出環境の整備、交通安全対策及び犯罪防止対策を推進します。

さらに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、仕事を持つ保護者の子育てを支援する「放課後児童健全育成事業（学童保育）」、全児童を対象とする「放課後子ども教室」の充実、子どもを取り巻く有害環境対策や子どもの健全育成に関して保護者や地域住民への意識啓発を推進します。

基本方針 5 配慮が必要な子ども・家庭への支援

障害や発達面で支援が必要と思われる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で安心して生活が送れるように、各種相談体制の充実、早期療育の推進、障害のある子どもの社会的自立に対する支援及び福祉サービスの適正な提供、教育的支援に努めます。

保育・教育に特別な支援が必要となるニーズに対しては、適切な対応ができる環境づくりに努めます。

また、ひとり親家庭等の子どもが健全に成長することができるように、保護者に対して相談支援、経済的支援、自立支援等を、適切かつ総合的に行います。

第4章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、神石高原町全域を提供区域として定めます。

2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認可外保育施設

(単位:人)

令和2年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	33	109	47	10
②供給量 (確保の方策)	33	119	56	17
特定教育・保育施設 ^{※1}	33	119	51	12
特定地域型保育 ^{※2}				
認可外保育施設			5	5
②-①=	0	10	9	7

※1 幼稚園，保育所

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

令和3年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	33	103	47	10
②供給量 (確保の方策)	33	119	56	17
特定教育・保育施設 ^{※1}	33	119	51	12
特定地域型保育 ^{※2}				
認可外保育施設			5	5
②-①=	0	16	9	7

(単位:人)

令和4年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	30	98	45	10
②供給量 (確保の方策)	33	119	56	17
特定教育・保育施設 ^{※1}	33	119	51	12
特定地域型保育 ^{※2}				
認可外保育施設			5	5
②-①=	3	21	11	7

(単位:人)

令和5年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	30	98	44	10
②供給量 (確保の方策)	33	119	56	17
特定教育・保育施設 ^{※1}	33	119	51	12
特定地域型保育 ^{※2}				
認可外保育施設			5	5
②-①=	3	21	12	7

(単位:人)

令和6年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	30	98	43	10
②供給量 (確保の方策)	33	119	56	17
特定教育・保育施設 ^{※1}	33	119	51	12
特定地域型保育 ^{※2}				
認可外保育施設			5	5
②-①=	3	21	13	7

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の13事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨時間外保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童健全育成事業
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

供給体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型(箇所数)	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

対象年齢

主として0歳児～おおむね3歳未満児

単位

人日/月

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	60	60	60	60	60
②供給量(確保の方策)	60	60	60	60	60
②-①=	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象年齢

妊婦

単位

人回/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	490	490	490	490	490
②供給量(確保の方策)	490	490	490	490	490
②-①=	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢

0 歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	35	35	35	35	35
②供給量(確保の方策)	35	35	35	35	35
②-①=	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象年齢

1 歳児～6 歳児（就学前）

単位

人（支援対象人数）

需要量の見込みと供給量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	5	5	5	5	5
②供給量(確保の方策)	5	5	5	5	5
②-①=	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

対象年齢

0 歳児～5 歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）**事業概要**

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象年齢

0歳児～6年生

単位

人日/週

需要量の見込みと供給量

乳幼児	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
小学生	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定**事業概要**

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

事業概要

共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に保育所で保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量の見込み	60	60	60	60	60
②供給量(確保の方策)	60	60	60	60	60
②-①=	0	0	0	0	0

⑨ 時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/日

需要量の見込みと供給量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	33	31	30	30	30
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	▲33	▲31	▲30	▲30	▲30

⑩病児・病後児保育事業**事業概要**

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②-①=	0	0	0	0	0

※令和6年度末までに、1カ所以上を設置できるよう取り組みます。

⑪放課後児童健全育成事業**事業概要**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

低学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	51	48	47	48	44
高学年	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①需要量の見込み	47	48	50	44	43
②供給量(確保の方策)	110	110	110	110	110
②-①=	12	14	13	18	23

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります

供給体制

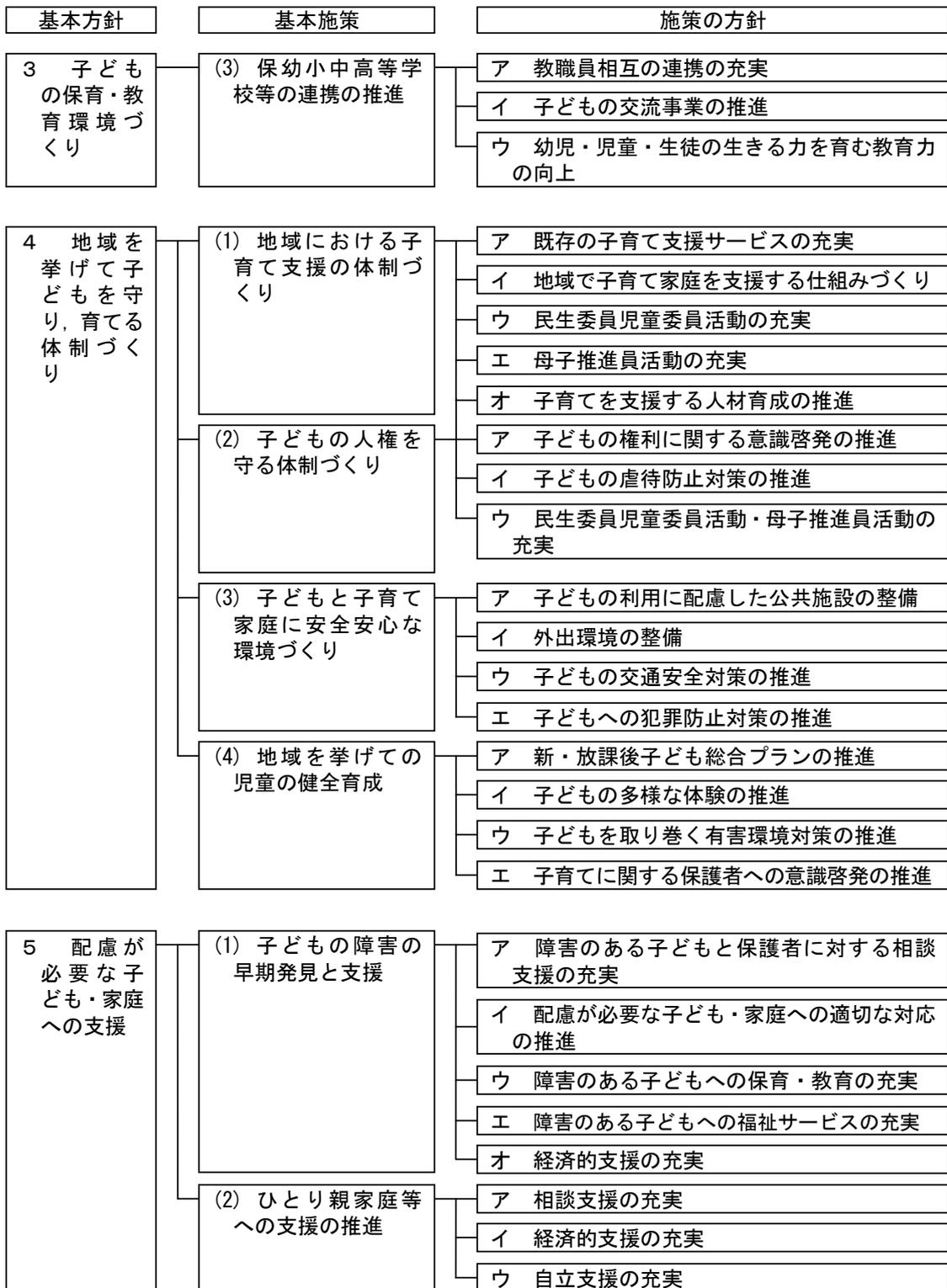
今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

第5章 実施計画

1 計画の体系

■ 施策体系図 ■





2 施策の基本的方向

基本方針 1：母親と子どもの健康づくり

(1) 母親と子どもの健康の確保

基本方針の考え方

安心して出産し子育てに臨めるような、妊娠期からの安定した環境づくりのため、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな保健指導を充実させるとともに、妊産婦・乳幼児等訪問指導、妊婦・乳児健康診査等の充実に努めます。また、各種教室を開催し、母子保健知識の普及、乳幼児の事故防止に関する意識啓発等を推進します。

さらに、子どもの健康を確保・増進するため、健康診査、予防接種を推進するとともに、健康に対する意識啓発に努めます。

具体的な取り組み

ア 母親の健康の確保・増進

妊娠の早期届出についてのPRや「母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査受診券の交付」、「妊産婦・乳幼児訪問相談事業」、「こんにちは赤ちゃん事業」、「すこやか育児サポート事業」、「養育支援訪問事業」、「産後ケア事業」等の事業を通して母親の健康の確保及び増進に努めます。

イ 母子保健知識の普及

安心して出産・育児に臨めるための「マタニティ教室」の継続実施や母子推進員等に新たな知識習得の場を提供するための「子育て支援スタッフ研修会」の継続的な取り組みのほか、各種教室を開催し、母子保健知識の普及やチャイルドシートの着用等乳幼児の事故防止を図るための意識啓発に努めます。

ウ 子どもの健康の確保・増進

「乳幼児の健診事業」、「保育所・幼稚園・小中学校の健診事業」、「歯科検診事業」、「予防接種事業」、「幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業」等を通して子どもの健康の確保・増進のための取り組みを継続するとともに、子ども自身による健康づくりや保護者に対する健康講座開催等親子への健康に対する意識啓発に努めます。

(2) 食育の推進

基本方針の考え方

楽しい食事は健康な身体をつくるだけでなく、人間性の形成と家族関係づくりの基本となるものです。そのために、「神石高原町第3次食育推進計画」に基づいて、子どもから大人になるまでの成長の段階に応じた食や食品ロスに関する学習の機会や情報の提供、料理教室の開催等を行い、食育活動を推進します。

具体的な取り組み

ア 保護者への食育の推進

保護者に対して、乳幼児健診、おひさま広場、保育所、幼稚園、小中学校等において、「給食だより」や食育講演会の開催等を通じて、食育の重要性を認識し、家庭で実践できるように、食育について意識啓発を図ります。地域子育て支援センターにおいても、情報誌アイ・アイを通じて食育の重要性について意識啓発します。

イ 子どもへの食育の推進

保育所、小中学校の食に関する指導計画に基づいて、給食を通じた食育の推進・食育指導を行うとともに、幼稚園においても食育に関する取り組みが行われるように働きかけます。小中学校では、各教科や総合的な学習時間などにおいて、計画的・体系的に関連付けた指導を推進します。

ウ 子どもの食・農体験の推進

保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、給食、調理、農業体験を通じて作る喜びや大変さ、食べる楽しみを体験することによって、食への関心と感謝の心を育みます。小中学校では、自ら栽培した農産物を食材として調理することで、作る楽しさを学び、食事に対する感謝の心を醸成し、給食などを通じて「食品ロス」についても学習していきます。

(3) 思春期保健対策の推進

基本方針の考え方

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、町、小中高等学校、地域等が連携して、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性、パソコン、携帯、スマートフォン等の危険性等についての基礎知識の普及を図ります。

また、問題・危険行動に陥りやすい子どもに対する相談体制の充実と保護者に対する意識啓発を推進します。

具体的な取り組み

ア 子どもへの思春期保健対策の推進

小中学校等において、性・喫煙・薬物等に関する健全な意識の育成や正しい知識の普及を図ります。またインターネット等による有害情報、ネットいじめ、スマホ依存等に対して対応できるように情報モラル教育を行います。

スクールカウンセラーや地域子育て支援センターと連携して、子どもに対する相談指導を行います。

イ 保護者への意識啓発の推進

子育て講演会や「学校だより」等を通して、保護者への意識啓発を図ります。

(4) 母子医療の充実

基本方針の考え方

母子の心身の健康を守るために、広域的な専門医療体制や町内医療体制の充実に努め、保護者に基本的な医療知識の普及を図るほか、子どもにかかる医療費負担を軽減するために乳幼児・こども医療費助成を行います。

また、子どもを産みたい家庭を支援するために、高額な医療費がかかる不妊治療等に対して、国や県とともに本町も支援します。

具体的な取り組み

ア 母子医療の充実

広域的な周産期医療体制、小児救急医療体制のPRを行うとともに、福山市内の4医療機関（病院）の小児二次救急輪番制による小児医療体制を確保します。また医師会等との連携を図りながら小児医療の確保についても検討します。

イ 医療知識の普及

乳幼児健診や各種教室、講演会の開催等を通じて、保護者への医療知識の普及に努めます。また保護者へ相談指導する立場にある母子推進員に対して、研修会等により知識の普及を図ります。

ウ 医療費助成の充実

0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの子どもの通院及び入院医療費の一部助成をします。また、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費及び不育症治療費の助成を行います。

基本方針2：子どもと子育てを支える環境づくり

(1) 子育てに係る意識啓発の推進

基本方針の考え方

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭での子育て力の低下が指摘されています。親が自己肯定感を向上させ、子育てに喜びや楽しみを感じることでできる家庭づくりを行うために、子育てにおける家庭の重要性や男女共同参画に関する講座や父親の子育て参加を促すための子育て講座の開催、親子でのふれあいを深めることができる場の設定等を通じて子育てに係る意識啓発や親としての自覚の醸成に努めます。

具体的な取り組み

ア 家庭の重要性に係る意識啓発の推進

子育てガイド等を、母子健康手帳の交付時等に配布したり、「親の力」を学び合う学習プログラム講座の実施、町広報等を通じて意識啓発を行います。

イ 男女共同参画による子育ての推進

「神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画」に基づいて、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びが実感できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に取り組みます。また、男女共同参画のための各種講座・研修会を通じて男性の家事・育児への参加に向けた意識啓発に取り組むほか、子育てを支援する講座を幅広く提供するため、講座の内容の充実を図ります。

ウ 親子のふれあいの推進

親子で参加できるコンサート等の親子のふれあい事業を関係機関・団体と連携して行います。

(2) 相談支援の充実

基本方針の考え方

子育てに関する相談は多様化、複雑化しています。子育てに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しみながら子育てができるように、関係機関との連携の強化を図り、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの相談支援体制や障害のある子どもと保護者に対する相談支援体制及び子育てに関する情報提供の一層の充実を図ります。また、小中学校におけるスクールカウンセラーの充実を図ります。

具体的な取り組み

ア 子どもと子育てに係る相談支援等の充実

子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦及び育児不安の強い親子を対象に育児相談・訪問事業を実施します。

子どもの健全な育成と保護者の子育て支援を強化するために、地域子育て支援センターにおいて子育てについての相談・情報提供を行います。今後とも、地域子育て支援センターのPR、活動内容の充実、相談員の資質の向上を図ります。

子育てに関する情報提供については、従来の広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等の活用等、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信方法を検討します。

小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒に対するカウンセリングを行うとともに、保護者や教職員に対して助言等を行います。

イ 関係機関の連携の強化

子どもの成長に応じた継続的な相談・支援を行うために、役場保健福祉部門及び教育委員会、保育所、幼稚園、学校の連携体制の強化を図ります。また子育てに関する相談・支援を子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターとこれら機関との連携を一層強化し、迅速かつ的確に対応できる体制を確立するほか、カウンセラーとの役割分担に配慮して活動を行います。

(3) 保護者の交流の機会と学習の場の充実

基本方針の考え方

妊娠中や子育て中の親子が気軽に集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会を提供し、母親が育児疲れを解消し、楽しみながら子育てができるよう支援します。また、自主的な子育てサークルの活動を支援します。

具体的な取り組み

ア おひさま広場の充実

おひさま広場では、妊娠中、入所・就園前の乳幼児のいる親子を対象として、参加者が気軽に集い、子育てに関する情報交換や交流を深める場として、子育てに関する講演会、各種イベントを開催するほか、子育てに関する相談を受けます。

イ 自主的な子育てサークル活動の推進

自主的な子育てサークルのカンガルークラブについて、町全域からの参加を促進するために、周知に努めるほか、活動の場の確保、職員の派遣及び情報提供等の支援を行います。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

基本方針の考え方

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。このため男女共同参画意識に基づく社会全体の子育てに対する理解や男性の子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりを働きかけるとともに、産前産後休業制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。さらに、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる事業所に対して、必要に応じて支援を行います。

具体的な取り組み

ア 事業所、職場における子育て中の職員に対する理解の促進

「神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画」に基づき、国・県が作成している男女共同参画に関するパンフレットを事業所へ配布することなどにより、意識啓発を図ります。また、事業所に対して、男女ともに育児休業や看護休暇を取りやすい職場づくりを、商工会と連携して働きかけます。

イ 産前産後休業、育児休業制度等の普及

事業所に対する産前産後休業、育児休業制度等の普及・啓発や職員の制度利用の促進を図るために、PRパンフレットの配布や商工会と連携した講演会の開催等を行います。

(5) 子育て世代に対する経済的支援

基本方針の考え方

従来、子育てにおける問題点として、経済的負担、母親の負担感や孤立感が指摘されてきました。近年は子ども貧困率の上昇もみられ、子育て世代への経済的支援は重要性が高まっています。

このため子育て世代の負担軽減を図るため、国、県と連携して各種手当・助成制度の充実を図るとともに、町内の子育て世代の支援及び町外からの子育て世代の定住を促進するために、子育て世代に対する定住促進事業の実施を推進します。

子どもの貧困問題は、多様化、複雑化していることから、より専門的な支援を行うための人材の確保・育成について検討します。

具体的な取り組み

ア 各種手当・助成制度等の充実

子育てに関わる経済的な負担の軽減を図るため各種手当の支給や乳幼児・こども医療の助成を行います。

また、小中学生の子どもがいる保護者のうち対象者に対して、通学費補助金及び就学援助費等を支給します。

さらに、社会福祉協議会には、生活困窮世帯に対して生活資金の貸し付けの制度があります。

公営住宅へ入居する子育て家庭に対して、収入基準の緩和を行い、家賃の低廉化を図っています。

イ 子育て世代の定住促進

神石高原町プライダルセンターでは、若者の結婚を支援するために、結婚相談や婚活イベントの開催、仲人や新婚定住者に対してお祝い金を支給しています。

子育て世代に対して、お祝い金の支給や住宅の取得・建築に対する補助金、住宅改修等の補助金を支給しています。

子育て世代に向けた定住を促進するため、引き続き、定住団地や住宅等のPRを行います。

基本方針3：子どもの保育・教育環境づくり

(1) 保育環境の充実

基本方針の考え方

就労形態の多様化など、さまざまな社会的変化に伴い、保育サービスに対する保護者のニーズが増加し、また多様化しています。これらに対応するため、保育年齢の変更、時間外保育事業及び一時預かり事業の拡充を行うとともに、保育内容の質の向上、安全な保育所づくりのための施設整備を推進します。

そのほか、私立幼稚園の運営を支援するとともに、未就園児の保護者及び子どもの交流の促進と安全で安心な遊び場を提供するため、保育所・幼稚園の開放を行います。

具体的な取り組み

ア 託児所の充実

託児所については、保育所との役割分担に配慮しながら、0歳児からの受入れを行います。

早朝や夜間の受入れについては、保護者のニーズを踏まえながら検討します。

イ 保育所の充実

保育年齢については、油木・いずみ・とよまつ保育所は、0歳児からの保育を継続し、その他の保育所については、保護者のニーズや託児所との役割分担に配慮して、今後0歳児からの受入れを検討します。

保育所の開所日・開所時間は、当面は現行どおり平日及び土曜日の7:30～18:30とします。

また、保育所の職員配置体制を勘案しながら、「平日の開所時間の延長」、「日曜日・祝日の保育の実施」について検討します。

全ての保育所及び幼稚園で一時預かり事業を行っています。

保育内容の質の向上を図るため、保育所ごとに毎年、職員研修計画を定めて実施し、評価・検証を行います。

ウ 保育施設の整備の推進

老朽化している施設については、総合的な観点から施設の改修または建て替えを検討し、計画的に改修または建て替え、保育備品の充実等に取り組みます。

エ 私立幼稚園の充実

私立幼稚園の運営の継続を図るため、町の運営費補助を継続します。

オ 保育所及び幼稚園の開放の推進

未就園の子ども・保護者同士の交流の場、情報交換の場、安全で安心な遊び場を提供するため、保育所及び幼稚園の開放を行います。

(2) 教育環境の充実

基本方針の考え方

次代の担い手である子どもが豊かな人間性を育み「生きる力」を高めていくために、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進するとともに、いじめがなく、子どもが元気に登校できる学校づくりを推進します。

また、必要に応じて改修工事や校内設備の整備等に努めます。

具体的な取り組み

ア 確かな学力の育成の推進

小中学校における年間指導計画の改善、充実を図るとともに、教職員研修の充実、外国語指導助手の活用等を行います。

イ 豊かな心の育成の推進

乳幼児に対する「読み聞かせ」やブックスタート事業及び小中学校での朝読書等により読書習慣の定着を図ります。

町を挙げて読書への関心を高めるため、8月を読書月間として定め、読書感想文コンクール等のイベントや意識啓発を重点的に行います。

小中学生が将来の生き方、職業に目標が持てるように、町内の事業所等と連携して、職業体験等のキャリア教育を実施します。

ウ いじめ・不登校対策の推進

いじめや不登校の子どもに適切に対応するため、保護者、小中学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域子育て支援センター、専門機関が連携して相談指導体制の強化を図ります。

エ 学校施設の整備の推進

小中学校の老朽化施設の改修、設備の整備及び備品の充実を図ります。

(3) 保幼小中高等学校等の連携の推進

基本方針の考え方

保育所・幼稚園から小学校，小学校から中学校，中学校から高等学校へと，子どもが地域で一貫して見守られながら成長できるように，教職員相互の連携や子ども相互の交流を推進します。

また，人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちが，地域の人たちとの関わりの中から多くのことを学び，また地域行事や地域の活動を通じて地域への愛着を深めていけるように，教育機関だけでなく，家庭・地域の関わりによって子どもの生きる力を育むため，子どもの発達段階に応じた家庭・地域教育に関する学習会や地域と連携した体験活動を行います。

具体的な取り組み

ア 教職員相互の連携の充実

保育所・幼稚園と小学校，小学校と中学校，中学校と高等学校の教職員の交流，意見交換の場を充実し，連携を深めます。

また，小学校を含めた小中高 12 年間の一貫した教育カリキュラムの検討を進めます。

イ 子どもの交流事業の推進

保育所・幼稚園の年長児が小学校になじめるように，年長児と小学校 1 年生等の交流を行います。

ウ 幼児・児童・生徒の生きる力を育む教育力の向上

多様な体験を通じて郷土愛と生きる力を育むため，各協働支援センターで地域連携のあり方についての協議を行い，具体的な取り組みを行います。

基本方針4：地域を挙げて子どもを守り，育てる体制づくり

(1) 地域における子育て支援の体制づくり

基本方針の考え方

就労保護者が増加する中，地域全体で子どもを育てる取り組みが必要です。このため，既に子育て支援を行っている神石さわやかネットや神石高原町シルバー人材センターのサービスの周知をします。

また，多様な人との交流を通じて子どもの社会性が育まれることから，地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりを行うとともに，身近な地域の民生委員児童委員や母子推進員等の活動を支援し充実を図ります。

具体的な取り組み

ア 既存の子育て支援サービスの周知

社会福祉協議会と，神石高原町シルバー人材センターにおいて，育児・家事の手伝い，乳幼児・児童の一時預かり，通所・通学の付き添い等を行っています。

イ 地域で子育て家庭を支援する仕組みづくり

自治振興会や子ども会活動等と連携して，子育て家庭と地域住民の交流等を通して，地域で子育て家庭を支援する体制づくりを行います。

ウ 民生委員児童委員活動の充実

民生委員児童委員は，子育てに不安や悩みを抱えている家庭に対して，子育て支援ネットワークや学校等と連携して，相談支援を行っています。

エ 母子推進員活動の充実

母子推進員は，母子の健康状態，家庭の状況等を把握し，関係機関と連携し，子どもに対する虐待の早期発見に努めるとともに，母子の健康づくり並びに育児不安の軽減等の子育て支援を行っています。

オ 子育てを支援する人材育成の推進

民生委員児童委員や母子推進員等の相談支援を行う人材の確保を図るとともに，研修会等を通し，資質の向上を図ります。また，子育てボランティアの育成に努めます。

(2) 子どもの人権を守る体制づくり

基本方針の考え方

子どもは人格を持つ一人の人間として、大人と同じように人格が守られなければなりません。特に子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」は、確実に保障されなければなりません。

子どもの人権を守るために、子どもの権利に関する意識啓発の推進とともに、神石高原町子育て支援ネットワークを核とした子どもに対する虐待防止の意識啓発や虐待の早期発見・早期対応及び支援の強化に努めます。

また、民生委員児童委員や母子推進員と連携して、身近な地域での見守り体制の充実を図るとともに、これら人材の資質の向上に努めます。

具体的な取り組み

ア 子どもの権利に関する意識啓発の推進

町のホームページ、広報紙、かがやきネット等、あらゆる機会を通じて子どもの権利に関する意識啓発を行います。

イ 子どもの虐待防止対策の推進

子育て支援ネットワークでは、子どもに対する虐待防止の意識啓発のために、チラシの配布、講演会の開催及びオレンジリボンキャンペーンの参加等を行います。

いじめ問題については、子どもの権利擁護の観点から情報管理に配慮しつつ、家庭環境等を踏まえた総合的な取り組みを行います。

虐待、いじめ等の問題を早期に発見するため、関係機関と連携して要支援家庭や要保護児童の把握に努めるとともに、適切な保護、支援を行います。

ウ 民生委員児童委員活動・母子推進員活動の充実

民生委員児童委員、母子推進員は、子どもに対する虐待予防及び早期発見に取り組みます。

(3) 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

基本方針の考え方

妊婦や子どもを連れた親、また子ども自身が生活する上で、親子が利用しやすい施設・設備の整備や歩行者にやさしい道路整備を図り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。また、子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の協力のもと交通安全対策及び犯罪防止対策を推進します。

具体的な取り組み

ア 子どもの利用に配慮した公共施設の整備

公共施設の整備にあたっては、親子が利用しやすい施設とするため、授乳室、プレイスペースの設置や、子どもの利用に配慮した便器、手洗い器の設置、段差の解消に努めます。既存公共施設についてこのような観点から点検し、改善に努めます。

イ 外出環境の整備

地区中心地（油木、神石、豊松、三和）について、歩道の整備、ベンチの設置、段差の解消等、子育て家庭や子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

ウ 子どもの交通安全対策の推進

子どもの交通事故を防止するため、「子どもに対する交通安全教育」、「交通安全協会と連携した地域での交通安全活動」、「町と県、警察が連携した交通安全対策」を推進します。また「小学校に入学する1年生への交通安全ランドセルカバーの配布」、「保護者と子どもで行う危険箇所マップづくり」等の活動を行います。

エ 子どもへの犯罪防止対策の推進

青少年育成神石高原町民会議では、小学校に入学する1年生に対して防犯ブザーと熊避け鈴を配布するとともに、自治振興会、PTA等と連携して小学校区単位の見守り活動やあいさつ運動と、地区ごとの週1回防犯パトロール車での巡回を行っています。また「子ども110番の家」について、住民や事業所等の協力の輪の拡大を図るとともに、子どもへの周知を徹底します。

（４）地域を挙げての児童の健全育成

基本方針の考え方

次世代を担う子どもを育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、住民ニーズを踏まえつつ、親の就労形態に合わせて多角的な対応を行っています。

今後も引き続き、仕事を持つ保護者の子育てを支援する「放課後児童健全育成事業（学童保育）」と全児童を対象とする「放課後子ども教室事業」が連携して一体的に取り組めるよう、児童の健全育成に努めます。

また、子どもが自ら学び、自ら考え、問題を解決していくたくましさを培うために小中学校での環境学習や協働支援センター活動を通じて、多様な体験の提供を行います。

さらに、子どもを取り巻く有害環境対策や子どもの健全育成に関して保護者や地域住民への意識啓発を推進します。

具体的な取り組み

ア 新・放課後子ども総合プランの推進

＜放課後児童健全育成事業＞（学童保育）

保護者の就労支援と児童の健全育成のため、小学生を対象として適切な遊びの場や生活の場を提供します。学童保育の実施場所は油木小学校，神石小学校，豊松小学校，三和・来見小学校の小学校区を単位として実施します。

なお，来見小学校区については，学童保育に対するニーズを勘案しながら，単独の学童保育を検討します。

＜放課後子ども教室事業＞

子ども同士の交流の促進と情操豊かな子どもの育成，子どもの健康づくりを図るため，文化・芸術・伝統芸能活動・スポーツ活動等，多様な体験学習を，5小学校区を基本に6教室体制で実施します。

また，学童保育と放課後子ども教室の一体的な配置は当面行いませんが，引き続き検討し，長期休業中のイベント等は連携して開催します。

イ 子どもの多様な体験の推進

児童・生徒に，クリーンセンターじんせきの見学等の環境学習の場を提供します。また，協働支援センターでの体験学習や地域での自然体験，農業体験，歴史文化体験等の場を提供します。

ウ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害図書の陳列の自粛，廃棄を促すために，広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施，有害図書類の陳列に関する巡回指導等を行います。

エ 子育てに関する保護者への意識啓発の推進

保護者の子どもの健全育成に関する意識を高めるために，青少年育成神石高原町民会議，保育所，学校等において，子育て講演会等を開催します。

基本方針 5：配慮が必要な子ども・家庭への支援

(1) 子どもの障害の早期発見と支援

基本方針の考え方

障害や発達の問題になる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で子育てができ、一貫した教育を受ける生活を送るためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない相談、支援体制が求められています。

障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実を図るため、役場保健福祉部門、専門機関及び関係機関の連携を強化します。

また、保育及び教育に特別な支援が必要となるニーズに適切に対応できる環境づくりに努めるため、乳幼児健診から幼児教育、保育、就学等それぞれの成長年齢に応じて、横断的に子育てを支援する体制を構築するとともに、障害のある子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように障害児福祉サービスの充実を図ります。

具体的な取り組み

ア 障害のある子どもと保護者に対する相談支援の充実

保健師をはじめとする役場保健福祉部門が障害のある子どもに関する相談を受け、専門機関、保育所、幼稚園、学校等と連携して、障害のある子ども及び保護者を支援します。

障害のある子どもの保護者の子育てに関する悩みや不安を軽減するために、高原サロン、家族会、身体障害者相談員並びに知的障害者相談員等と連携して、保護者同士のピアカウンセリングにつながりやすい環境づくりに努めます。

イ 配慮が必要な子ども・家庭への適切な対応の推進

1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では、発達相談員を配置し、発達面に重点をおいた健診を行い、支援の必要な親子への対応を丁寧に行います。

乳幼児健康診査等で発達の問題になる子どものうち、3歳までの子どもに対して「のびのび教室」を、3～5歳の子どもに対して「るんるん教室」を開催し、保健師や保育士等の専門スタッフが、親子と一緒に遊び、関わることを通して、子どもの育つ力を引き出していくように支援します。また、発達支援システムにおいて保護者の同意のもと、個別の支援計画を作成し、切れ目のない一貫した支援を行います。

5歳児にじいろ相談で、3歳児健診までには見えなかった社会性の発達等を見つけ、5歳児なりの成長を確認し、必要な支援につなげます。

「こども発達支援センター」において、就学前の子どもを対象に、発達の心配、子育ての不安に関して医師の診察、指導、助言や専門スタッフによる支援を行います。

ウ 障害のある子どもへの保育・教育の充実

町内の保育所では、障害のある子どもや発達面においてフォローの必要な子どもに対して、子どもの発達に応じた一人ひとりの個性を伸ばす保育を行います。

小学校へ入学する予定の子どもで、学校生活や勉強について、不安や心配のある子どもの保護者を対象に、専門の相談員が、保育所や幼稚園で相談に応じます。

小中学校では、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等児童・生徒を含め、障害のある子どもへの支援を行うために、特別支援教育コーディネーターと連携し、対象となる児童・生徒の「個別指導計画」及び「個別教育支援計画」を作成し、中・長期的な視点で一貫した支援を行います。

特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、より充実した教育の実施を図るため、必要に応じて特別支援学級を設置します。

エ 障害のある子どもへの福祉サービスの充実

「神石高原町障害福祉計画」に基づいて、障害のある子どもがいる家庭のニーズに対応し、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種サービスについて、サービス提供事業所と連携しサービスの充実に努めます。

オ 経済的支援の充実

障害のある20歳未満の児童を監護する養育者に扶養手当を支給します。また、重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の人に福祉手当を支給します。

重度心身障害者の医療機関での受診に際して、医療費の一部を支給します。

(2) ひとり親家庭等への支援の推進

基本方針の考え方

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計を一人で担うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、特に母子家庭に向けての就業促進のための支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

ア 相談支援の充実

町、地域子育て支援センター、民生委員児童委員等が連携して、ひとり親家庭の相談に応じるとともに支援を行います。

イ 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の子どもとその子を養育している方の医療費助成を行います。また、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭の母親等に扶養手当を支給します。

ウ 自立支援の充実

ハローワーク及び関係機関と連携し、母子自立支援プログラムを活用して母子世帯の就労自立を支援します。また、母親の資格取得などの能力開発を支援するため、教育訓練経費の一部を支給します。

参考資料

1 神石高原町子ども・子育て会議の委員名簿

区分	名前	所属
会長	古森 祐治	神石高原町民生委員児童委員協議会
副会長	藤岡 健三	協働支援センター
委員	佐々田 俊秀	神石高原町立保育所保護者会
	織附 朋寿	神石高原町立保育所保護者会
	長谷川 徹	どんぐり幼稚園保護者会
	前原 崇史	神石郡PTA連合会
	古城 沙織	どんぐり幼稚園
	西本 伸廣	(公社)神石高原町シルバー人材センター
	平川 里士	神石高原商工会
	田邊 縁	神石高原町母子推進員
	鎌田 智詞	神石高原町社会福祉協議会
	大原 朋	託児所たんぽぽ
	秋山 泰章	神石高原町地域子育て支援センター
	重田 優	神石高原町立小学校校長会
	藤野 賢二	神石高原町立中学校校長会
	松尾 真理	神石高原町立保育所
平岡 宏子	神石高原町立保育所	

2 神石高原町子ども・子育て会議の審議経過

開催会	開催日時	協議内容
第1回	令和元年 11月 19日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援に関するニーズ調査結果について（前年度） ・子ども子育て支援事業計画策定の進め方について ・骨子案について（意見聴取）
第2回	令和2年 1月 16日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援事業計画について（意見聴取）
第3回	令和2年 2月 26日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援事業計画について（意見聴取）

神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

[発行者] 神石高原町
[編集] 神石高原町役場 福祉課
〒720-1522 神石高原町小畠 2025 番地
TEL 0847-89-3335 TEL 0847-85-3394